

秦の思想統制について：雲夢秦簡ノート

町田，三郎
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/18048>

出版情報：中国哲学論集．4，pp.1-17，1978-10-01．九州大学中国哲学研究会
バージョン：
権利関係：

秦の思想統制について

——雲夢秦簡ノート——

町田三郎

はじめに

秦漢の古代帝国がその後の中国の歴史に決定的ともいうべき意義を有するのは、以来二千年の皇帝支配の原則と郡県制と呼ばれる支配体制とを創始したところにある。郡県体制もむろん一日にして確立したわけではない。時に動揺し時に後退し、補強強化し曲折をへて完成化を目指すものであった。

そしてこの間にきわめて顕著な事象として秦皇と漢武とによる二次の思想統制が行われている。前者は「法家思想」、後者は「儒家思想」を軸として、そのいずれもが国家教学の地位を排他的に独占する。法家と儒家と教学の内容を異にするが、要はある特定の思想だけが国家の正当な教学であって他は認められないとする限りにおいて、それは思想の統制以外のなものでもなく、儒家一尊ならば良く、法家の場合は悪い、あるいはその逆といったものでもとよらない。

一般に秦と漢との二つの王朝を秦漢帝国と呼び慣わしている。この二つの国家を同質的な連続する国家・政治体制と把握するからのことである。この同質的連続的な国家は、ともに思想を統制し、しかも一方は法家で一方は儒家を正統とする。なぜ統制を違った内容においてせねばならなかったのか。そもそも思想の統制そのものが、この体制に必然的に随伴する事象であるのか。その実態はどのようなものであるのか。法家から儒家へは、いかなる要因があって転換したのであろうか。

漢武の儒教一尊の内容、とりわけなぜ儒教を選択せねばならなかったのか、は興味のもたれるところであるが(1)、以下の小論ではとりあえず第一次の統制である秦皇の場合を、新出の雲夢秦簡の記録を参照しつつ明らかにしておきたい。

史記始皇本紀三十四年の条に次のようにいう。

A 始皇咸陽宮に置酒す。博士七十人前みて寿を為す。僕射周青臣進み頌して曰わく、他時秦の地千里に過ぎず。陛下の神靈明聖に頼り海内を平定し、蛮夷を放逐す。日月の照らすところ賓服せざるはなし。諸侯を以て郡県となし、人々自ら安樂にして戦争の苦なく、これを万世に伝う。上古より陛下の威徳に及ぶものなし。

始皇悦ぶ。

B 博士齊人淳于越進みて曰わく、臣聞く、殷周の王たる千余才。子弟功臣を封じ、自ら枝輔と為す。今陛下海内を有して子弟匹夫たり。にわかには田常六卿の臣あらば、輔拂なくして何を以て相救わんや。こと古を師とせずして能く長久なるもの、聞くところに非ざるなり。今青臣また面諛し以て陛下の過を重ぬ。忠臣に非ざるなり。

始皇その議を下す。

C 丞相斯曰わく、五帝相復せず、三代相襲わずして、各々以て治まる。その相反するに非ずして時変異すればなり。今陛下大業を創め万世の功を建つ。固より愚儒の知るところに非ざるなり。

(中略)

臣請う、史官奏記に非ざるは皆これを焼かん。博士官の職とするところに非ずして、天下あえて詩書百家の語を蔵むる者あるは、悉く守尉に詣らしめ雜えてこれを焼かん。あえて詩書を偶語するあらば棄市せん。古を以て今を非る者は族し、吏の見知して挙げざる者はともに罪を同じゅうせん。令下り三十日にして焼かざるものは、黥して城旦となさん。去らざるところのものは医薬卜筮種樹の書、もし学ばんと欲するあらば(2)、吏を以て師と為せ。

(始皇)制して曰わく可。

これが始皇の思想統制・焚書を伝える有名な一文であるが、この翌三十五年にいわゆる坑儒のことがみえる。「禁を犯す者四百六十余人、みなこれを咸陽に坑にす。天下をしてこれを知らしめ以て後を懲す。」

さて、始皇三十四年の「詩書百家」の学を禁じ「以吏為師」すシステムを「制可」し、その翌年の補完的でもある

「坑儒」事件は、以上の如きものであるが、そもそも統制の口火となったものは、周青臣と淳于越とによるA及びBの体制論議にあった。周青臣は郡県制こそ比類なきものと頌え、淳于越是諸王子の封建こそ永世への道だとした。この議論はその場では決着をみずに衆議に附され、李斯のCの如き上奏があり、始皇の制可があって結着し、同時に法として機能した。

ところが実はこの封建か郡県かの国家の政治体制にかかわる重大な論議は、この時点をかかのぼる八年前、すなわち始皇統一の年、二十六年にも次のようなかたちで行われていた。

a 丞相(王)③縮ら言ふ、諸侯初めて破るるも燕斉荆の地遠し。ために王を置かざれば以てこれを填むることなし。請ふ、諸子を立てん。唯々上幸に許せ。

始皇その議を群臣に下す。

群臣皆以て便となす。

b 廷尉李斯議して曰わく、周の文武の封ずるところの子弟同姓甚だ衆し。然るに後属疏遠にして相い攻撃すること仇讎の如く、諸侯こもごも誅伐して周の天子も禁止する能わず。今海内陛下の神靈により一統して皆郡県となる。諸子功臣、公の賦税を以て重くこれに賞賜す。甚だ足りて制し易し。天下異意なきは、則ち安寧の術なり。諸侯を置くは便ならず。

c 始皇曰わく、天下共に戦鬪の休まざるを苦しむは、侯王あるを以てなり。宗廟に頼り天下初めて定まる。また国を立てるは是れ兵を樹つるなり。しかしてその寧息を求むる、あに難からずや。廷尉の議、是なり。

かくして当時廷尉であった李斯の建議が是とされ、郡県体制は既定の方針として持続された。ただここで注意されることは、郡県体制が始皇李斯によって唱導されるとともに、一方では封建論が「群臣皆以て便と」したというように多くの支持をえている事である。

この二十六年の衆議、そして三十六郡制の施行からすでに八年の時日が経過した三十四年に冒頭の体制論議がむしかえされそれとのかかわりで思想統制も施行されるわけである。それにしてもすでに八年の間郡県制が全国に施行されていながら、なおこの時点でその是非が争われ、しかも始皇に一蹴されることもなく、衆議の場の議題となりうる

というのはどうしたわけなのであろうか。

考えられることは、体制上の不備欠陥がこの間種々見出され、何らかの補強あるいは見直しの時期を迎えていたのではないか、またかつての二十六年の議論の中で王綰に与して封建を是とする勢力がいぜんとして存続し、それなりに力をもっていたのではないか、ということである。当面これは推測の域を出ぬものであるが、たまたま雲夢秦簡の一部がこの時期にかかわるものでもあるので、後章に触れることとしたい。

さて、以上のことからして三十四年の郡県体制存続の決定は、二十六年の再確認であると同時にその補強策として新たに思想の統制が打ち出されてきたと考えねばならない。李斯はなぜこうかたちでテコ入れせねばならぬかを冒頭引用文の（中略）した部分において次のように述べる。

且つ「淳于」越の言、三代のこと何ぞ法るに足らん。今天下已に定まり、法令一に出ず。家に当りては則ち農工に力め、士は則ち法令を学習し禁を辟く。「然るに」今諸生、今を師とせずして古を学び、以て当世を非り、黔首を感乱す。

丞相臣斯味死して言う。古は天下散乱、これを能く一にするなし。是を以て諸侯並び作り、語みな古を道いて以て今を害し、虚言を飾りて以て実を乱る。人ごとにその私学するところを善しとして以て上の建立するところを非る。今皇帝天下を并有し黑白を別ちて一を定むるに、私学を尊びて法教の人を非り、令下ると聞けば各々その学を以てこれを議す。入りては心に非り、出でては則ち巷に議す。主に誇りて以て名をなし、取を異にして以て高しとなし、群下を率いて以て謗を造す。此の如くにして禁ぜざれば、主勢上に降り、党与下に成る。これを禁ずること便なり。

この一文に続いて詩書百家の禁が説かれるわけで、まさにその必要性を具体的に陳述したものがこれであるとしなければならぬ。

李斯の同門の先達であった韓非は、つとに「明主の国には書簡の文なく法を以て教えとなし、先王の語なく吏を以て師となす」（五蠹）という。この発想は李斯にも流れていようが、李斯は本質的には行政家である。実際の政治行の面であらうせねばならぬとき理論も援用され作動する。したがって李斯が詩書百家を禁圧せねばならぬと考えたときには、一方では宮廷内で依然として「古を是」とする封建派の勢力を政治理論面で打倒していく必要とともに、一

方では現実の社会問題として「私学を尊び」「群下を率い」て教令を「議」し、かつ「造謗」する徒輩があり、これを放置すれば最終的には「主勢上に降り」「党与下に成る」形勢が存したとしなければならぬ。「王のみ独り天下を制して制せらるることなき」(三十四年李斯上書)権勢は守られねばならぬからである。

それでは「古を是とし今を非る」「群下を率い」て「造謗」する諸生とは、秦の治世で実際にはどのような形で存在している、またそれはいかなる形で始皇の政権に圧力を加えていたのであろうか。

二

秦一代の儒生の活動とりわけ政治の表舞台におけるそれが不活発であった事情は、たとえば荀子の指摘するように儒教の秦における伝統の弱さ(彊国篇)、これにひきかえ商鞅以来の法家思想の伝統的根強さ、また「賓客遊士を招いて天下を并せんと欲し」(呂不韋伝)た呂不韋及びその一門の惨怛たる失脚、そしてただ「員に備うるのみ」(始皇本紀)という博士官の立場、さらに山村に逃避して貧窮の中に死んだと伝えられる浮邱伯(塩鉄論毀学篇)の場合等々からいちおう想見せられるところである。

「員に備うるのみ」の博士官であったとしても、その活動の成果として、われわれは今日に伝わる「尚書」の編成や「中庸」新本の製作が、この期の誇るべき業績であることを知っている(4)。政治の場においても、博士淳于越の封建論があり、それ以前には王綰及びそれに多く与した官僚も存した。王綰らの場合は、さまざまな利害やおもわくもあって封建論を支持したのであろうから、儒者とばかりは云い切れぬものであるが、少くとも法家系の政治路線をとするものではない。ただ問題は、淳于越にせよ王綰にせよ、封建体制がなぜ万古不易であり永世の道であるかを、はたして当時の現実即して効果的に説得しえたか、には疑問がある。「古を是」とする内容が「子弟功臣の封建」であるよりは、むしろ王綰の斉燕楚が遠隔の地であるゆえに信頼しうる子弟を封建して態勢を固めよと説く方が政治的にはより説得性をもつ。始皇の下した「衆議」の内容が不明であるので、そこでいかなる激論が闘わされたかを知る由もないが、実は儒生がこの時期に論議を組み立てようとするならば、まさに李斯が恐れた現実の混乱や不統一を指摘しつつ帰納すべきであった。この期の儒生にはなおこの点への着目は存しないようである。

さて、一般に始皇の治世は「廢王道而立私權」「先詐力而後仁義」（史記始皇本紀贊）、「專任刑法」「刻削母仁恩和議」（始皇本紀）といわれるが、いわばこうした後世の史家の記録評言よりも、始皇自らが参加し書き遺した刻石文が存するので、これを検討しながら秦の治世を考えてみたい。

始皇刻石は嶧山・泰山・琅玕台・之罘・東觀・碣石門・會稽の七種存するが⁽⁵⁾、いずれも統一後の十二年間に五回の巡狩の折に建立したものである。

統一後三年の泰山刻石にいう。「皇帝臨立、作制明法、臣下修飭、廿有六年、初并天下、罔不賓服……、治道運行、諸産得宜、皆有法式、大義著明、垂于后嗣、順承勿革、皇帝躬聽、既平天下、不懈于治、夙興夜寢、建設長利、專隆教誨、訓經宣達、遠近畢理、咸承聖志、貴賤分明、男女体順、慎遵職事……。」

また三十七年最晩年の會稽刻石にいう。「……秦聖臨國、始定刑名、顯陳旧章、初平法式、審別職任、以立恒常……、大治濯俗、天下承風、蒙被休絰、皆遵軌度、和安敦勉、莫不順令、黔首修潔、人樂同則、嘉保泰平……」この初期と晩期の刻石を通じていえることは、その基調が「咸承聖志、貴賤分明」であり、「始定刑名」「審別職任、以立恒常」、かくして「皆遵軌度、和安敦勉、莫不順令」と自らの治世を頌称するところにある。この点は他の刻石も同様で、「烹滅強暴、振救黔首、周定四極」（之罘刻石）、「闡開天下、災害絶息、永偃戎兵」（東觀刻石）と戦争の禍害を去り平和を將來し、かくして「普施明法、經緯天下、永為儀則」（不架刻石）、「男樂其疇、女修其業、事各有序」（碣石門刻石）と。そしてここで刑名といい審別職任といい普施明法というとき、これはまぎれもなく法家のそれであり、その上に立って民それぞれに業を樂しむ世界を樹立したという。

一体刻石そのものが地域的限定的なもので、始皇の功業をその地に顯彰することを意図したものであることは自明であるが、やはりそこに国家の施政の大綱ともいふべきものも当然織り込まれている。この点をつとに顧炎武は指摘する。始皇刻石のいわんとするところは「みなその六王を滅して天下を并せたるの事」であり、民衆の風俗に関して、泰山では「男女礼順、慎遵職事、昭隔内外、靡不清淨」、碣石門では「男樂其疇、女修其業」というに止まるが、會稽刻石のみは「飾省宣義、有子而嫁、倍死不貞……」と繁雑な事ながらを述べている。これも国語の記載からすると越に行われた淫風を始皇が禁止し、そのことを顯彰するための記述であると考えられる。かくして顧炎武は「然ら

ば則ち秦の任刑は過ぎたりと雖も、その坊民正俗の意、固より未だ三王に異ならざるなり」と結論することができ、世の儒者が秦といえはすぐ亡国の法を連想するのは浅識である、といふ(日知録13 秦紀会稽山刻石)。

つまり始皇はこれらの刻石を通じて、思想統制の前も後も一貫して、(一)六国を滅ぼし天下を統一し平和を将来せしめたこと、(二)各地の風俗を匡正し貴賤を分明にし各人が遵守すべき規範を明確化したこと、(三)そしていま男女その業を楽しむ治世を出現せしめたこと、を誇りかつそう主張しつづけるのである。

当時儒生は始皇の数次の巡行に随行していた。たとえば泰山刻石に「聖智仁義、頭白道理」というとき、この文言は「魯の諸儒生と議し」(史記始皇本紀)て撰したという。また封禅書によれば「斉魯の儒生博士七十人を徴し従え、泰山の下に至り封禅の事を議せしむるに乖異して施用し難く、これに由りて儒生を緘け」たという。かくして巡幸に巡って湘君の説明をし、仙人の詩を作る博士らとともに、当時儒生は始皇の周辺にたえず存在していたと考えてよい。しかも始皇が世の中の平和と秩序と人々その業を楽しむ治世を出現せしめたことは、この刻石に始皇の誇張があるうとも、顧炎武の指摘するとおり「三王」の功業に異ならざるものであったはずである。これはまた儒生が永年描きつづけてきた聖世のイメージと全く異質のものとはいえないであろう。この意味で儒生は、彼らが日ごろ抱懐する理念とそのでたとをもつて、秦の国家に積極的に関与しうる余地が存したのではあるまいか。現存の秩序をより合理的に整序する、あるいは支配の合理的な根拠を見出す、というように。

彼らがどのように活動した痕跡をわれわれは見出しえない。彼らはさながら始皇の文案作りに自足して政治的には全く無力な王朝の修飾物のごとくであった。

三

一九七五年十二月湖北省雲夢縣睡虎地から秦墓十二座が発掘され、その第十一号墓から竹簡一千余枚が出土した。これらは以下の十種に組み分けられた。

- ①編年記
 - ②南郡守騰文書
 - ③秦律十八種
 - ④効律
 - ⑤秦律雜抄
 - ⑥法律答問
 - ⑦治獄程式
 - ⑧
- 為吏之道 ⑨⑩占卜書

七六年の文物出版社発行の「睡虎地秦墓竹簡」には①⑧の図版及び釈文が掲載され、⑨⑩は省かれている(6)。
①の編年記は昭(襄)王元年(BC306)から始皇三十年(BC217)に至る「喜」なる人物の個人的な経歴書であり、②は南郡の郡守騰が県道の番夫に勧告した文書で、③⑤は秦律の抄録、⑥は秦律を引用しつつ刑律の解釈と説明、⑦は案件の審理とその文書作成上の諸規定、⑧は役人たるものの心構え。⑨及び⑩は秦の思想統制外であった占卜書の実態を知るうえで貴重な資料となるはずのものであるが、この書には収載されていない。

さて①の編年記で始皇三十年まで記し、②の騰文書で始皇二十年の日付けがあるのから推すと、この雲夢秦簡は、その内容ともかかわって、およそ始皇の三十年頃を下限とする南郡地方の主として官僚の表情を示す資料と解してよいようである。そして③から⑦までは主に秦律の運用面を個別的技術的に説き、②と⑧とは官僚への示達及び官僚の心構えを説いて汎論的な内容をもっている。そこで当面はこの②「南郡守騰文書」と⑧「為吏之道」とを検討しつつ問題点を拾いあげていきたい。

南郡守騰文書

廿年四月丙戌朔丁亥 南郡守騰県道の番夫に謂ぐ。古は民各々郷俗あるも、その利とするところ及び好惡同じからずして或いは民に便ならず邦に害あり。是を以て聖王法度を作爲し、以て民心を矯端し、その「淫」(僻)を去りその悪俗を除く。法律未だ足らずして、民詐巧多し。故に后(の)間令の下れるものあり。凡そ法律令とは、以て民を教導し、その淫避を去りその悪俗を除きて、これをして善を為すに之(の)きいたらしむるものなり。今法律令已に具わる。而るに吏民用うるなく、郷俗「変せず」淫失の民止まず。是れ即ち主の明法を法(廢)するなり。而して邪避淫失の民を長じて甚だ邦に害あり民に便ならず。故に騰是れが為に法律令・田令及び間私の方を脩めてこれを下し、吏をして明かに布かしめ、吏民をして皆な明かにこれを智らしめ、罪に巨(る)ることなからしむ。今法律令已に布かるるも吏民の法を犯し間(奸)私を為す者止まず、私好郷俗の心変せず。令丞より以下智(し)りて挙論せざるは、是れ即ち明かに主の明法を避けて、邪避の民を養匿するものなり。此くの如くんば、則ち人臣となりて亦た不忠なり。若し智らずとせば、是れ即ち任に勝えざるものにして不智なり。智りて敢て論ぜざるは、是れ即ち不廉なり。此れ皆な大罪なり。而し

て令丞の明智ならざるは甚だ不便なり。今まさに人をして案行せしめ、令に従わざる者を挙劾し、致すに律を以てし、論は令丞に及ばしめん。有たまさに県官に課し、独り令を犯すこと多くして令丞の得ざる者は、令丞を以て聞せしめん。次を以て伝え、江陵に別書し、布ねく郵を以て行らん。

以上が主文でこのあとに「凡良吏明法律令、事无不能隠……」「悪吏不明法律令、不智事、不廉潔……」と法律令に明かで事務能力も公心もある良吏と法律令に不明で事務能力にも乏しく「喜争書」争訟好きな悪吏との対比的な記述が凡そ二百字ほどつづく。

吏たるの道

A 凡そ吏たるの道、必ず精潔にして正直、慎謹みて堅固、審悉かにして私なく、微密にして載察、安静にして苛なく、審当かに賞罰し、嚴剛にして暴なく、廉にして刑うなく(7)、負た勝を期するなく、忿怒を以て決(決)するなかれ。寛容にして忠信、和平にして怨みなく、「自ら」悔過して重ぬることなく、下を茲りて陵すことなかれ。上を敬して犯すことなく、聴問(諫)塞ぐことなかれ。審かに民の能を智り、善く民力を度り、勞りて以てこれを衛い、正して以てこれを橋し、その身を反赦し、欲を止め顛を去れ。中方ならず、名章かならず、外員ならざる、「は禍の門」(8)。賢を尊び孽(義)を養い、原孽も妊の如く、断割するも別ならざれ。怒るも能く喜ばせ、楽しむも能く哀しませ、智も能く愚に、壮も能く衰に、愚(勇)も能く柔に、仁も能く忍。強良は得ず(9)。耳目口を審かにせよ、十耳は一目に当る。安樂必ず戒め、母(無)行悔ゆべし。忠を以て幹と為し、前を慎しみ後を慮れ。君子は病まざるなり、その病を病むを以てなり(10)。能同じくして(位)異なるも、窮窮たるなかれ、岑岑たるなかれ、衰衰たるなかれ。材(財)に臨み利を見て句(苟)も富を取らず、難に臨み死を見て句(苟)も免るを取らず(11)。富を欲すること大甚だしければ(12)、貧も得べからず、貴を欲すること大甚だしければ、賤も得べからず、富を喜ぶなく貧を惡むなく、正行修身すれば、過(禍)去り福存す。

B 吏に五善あり。一に曰わく、中(忠)信にして上を敬い、二に曰わく、精廉にして謗るなく、三に曰わく、事を挙いて審当かなれ、四に曰わく、喜んで善行を為せ、五に曰わく、龔(恭)敬にして多讓。五者畢く至らば必ず大賞あらん。

吏に五失あり。一に曰わく、夸りて度を進めること。二に曰わく、貴にして大ること、三に曰わく、擅に叛(制)割すること、四に曰わく、上を犯して害を智らざること、五に曰わく、士を賤しみて貨貝を賣ぶこと。一に曰わく、民を見るに臬(倨)敖(傲)、二に曰わく、その量(朝)に安んぜず、三に曰わく、官に居りて善く取る、四に曰わく、令を受けて倭(つ)わす、五に曰わく、室家に安んじて官府を忘る。一に曰わく、親しむところを察せざること。親しむところを察せざれば則ち怨数至る。二に曰わく、使うところを智らざること。使うところを智らざれば則ち權衡を以て利を求む。三に曰わく、事を興して当らざること。事を興して当らざれば則ち民指(示)を傷どる。四に曰わく、言を善くするも行に隋(惰)なること。「言を善くするも行に情なれば」則ち士比(し)むところなし。五に曰わく、上を非とすること。「上を非とすれば則ち」身死に及ばん。

C これを戒しめこれを戒しめよ。材(財)は帰すべからず。これを謹しみこれを謹しめよ。謀遺すべからず。これを慎しみこれを慎しめよ。言は追うべからず。綦綦の食、賞(償)わざるべからず、尢(愆)愁(揚)の心、長ぜざるべからず(13)。此れを以て人の君とならば則ち鬼、人の臣とならば則ち忠、人の父とならば則ち茲、人の子とならば則ち孝。能く審かに此れを行わば官として治まざるなく、志として徹らざるなく、人の上となれば則ち明、人の下となれば則ち聖なり。君鬼臣忠父茲子孝は、政の本なり。志徹り官治まり、上明かに下聖なるは、治の紀なり。

以上が第一節でもっともまとまりをもつ部分である。第二節は、いわば役人の心がけるべきこと一般を四字句四十九項に列挙する。たとえば「除害興利、茲愛萬姓、毋臯毋臯、可赦□□、孤寡窮困、老弱独転、均誥賞罰、救悍妄暴、根田人邑……興時不時、緩令急徵、央獄不正、不精于材、法置以私(14)」と。第三節は初めに三字句を含むものの大部分は四字句で、第二節の一般的であるのに比べて民衆に接するありようを具体的に述べる。

第四節は九条の短文からなり欠文も予想されるものであるが、第一節のCと殆んど同文の「戒之戒之、言不可追、思之思之」之、某(謀)不可遺、慎之(慎之)、貨不可帰があり、また「邦之急、在體(体)級」審民能、以質(任)吏」等の興味ある語句が見える。第五節は、魏の安釐王二十五年の日付けの魏戶律及び奔命律が記録されて、最後の第六節には、「口闕也、舌機也。一堵(曙)失言、四馬弗能追也。口者闕、舌者符璽也。璽而不発、身亦毋辭(罪)。人各食其所著(嗜)、不踐(足)以貧(分)人、(人)各樂其所樂、不(15)踐以貧人(16)」とある。

四

雲夢秦簡が始皇三十年頃までの南郡地方の官僚の意識を反映するものであることは既に述べたが、この期はまさに秦の統一から思想統制の直前にかかっている。このころ南郡の官僚たちはいかなる意識のもとでいかなる問題と取り組んでいたのだろうか。

南郡守騰なる人物は、始皇本紀に見え、それによると韓非が秦に獄死した翌々十年の条に「九月、発卒受地韓南陽、仮守騰」とある人物で、「十七年内史騰、攻韓、得韓王安、尽納其地、以其地為郡、命曰潁川」とも累進して見える。恐らく韓地の攻略に武功のあった人物で、そこで南方の大国楚を索制すべき要地である南郡の郡守に任ぜられたものであろう。

騰の来歴からみても、事実としては郡の公権力を背景にして力づくでも法令を徹底し吏民を従服せしめていったものであろうが、やはり注目すべきことは、右の文書において法令の理念があくまで「民心を矯端し、その(淫)避(僻)を去り、その悪俗を除く」ために用意されたもので、しかも「聖王が法度を作為し」て民生の便を図り、その延長上に自らの示達、行政も位置していると考えていることである。したがって悪及び悪吏とは、こうした法令が貫徹してゆく際に、従前からの地域・郷俗・私好と結びついてこれを阻害する者ということになる。淫失の民、邪避の民と呼ばれるものであり、「吏民犯法為間(奸)私者」である。そしてこの文書の真のねらいは、こうした地域に根ざした阻害勢力を官庶ともどもに一掃して法律令による一元的支配を末端にまで貫徹浸透せしめることにある。

「必精潔正直、慎謹堅固……」……といひ出す「為吏之道」つまり吏道心得は、無私であること寛容であること、

自ら反省し民衆に率先し、忠を根幹とし万事に慎重であれと続く。文中老子七十一章と殆んど同文を引き、礼記曲礼上と類似の語句を引用し、結び八句を押韻して荀子成相篇に相似た文章を構成して、富貴に恬淡で正行修身せよと説く。これをAとして以下Bでは吏の五善五失をいい、Cでは以上をよくわきまえて行動すれば「為人上則明、為人下則聖」で、かくして「君鬼（懷）臣忠父茲子孝は、政の本なり」「志徹り官治まり、上明にして下聖なるは、治の紀なり」と結ぶ。

以下第二・三節は役人として心がくべきこと民衆に接する態度をおおむね四字句で網羅的に列挙する。魏の戸律や奔命律の引用もあって「段門逆呂、贅墳后父」へのきびしい制約がいまなお生きていることを思わせるが、総じて「為吏之道」全章は、實際行政に携わる者は、上に忠順下に温良、事務能力をみがき欲望に節度を保てという。言と謀と財とに慎重であれば、官僚としての身分も保証され、経済生活も安定すると官僚の節度を功利的に説きなしている点、地方下級官僚の心得としては巧みにできているともいえる。

実はこの「為吏之道」全文は、竹簡五十一枚に五段組み各段四乃至六字で記録されている。まず上一段を左書きの要領で書きつらね、五十一枚を終ったところで再び一枚目の上二段にもどって左書き、これを五段くり返している。つまり竹簡一枚に四十数字を書き、次の一枚に移るといふ通常の形式とは、書写の仕方が違うのである。この形式からすると、あらかじめこの文章全体がすでにセットされていて、これを書き写し、その書写がさらに転写される際に、たとえば第四節の欠漏を思わせる誤記も生じたと考えられる。恐らく役所内に原本に相当するものがあって、それを新入の官僚が吏道心得として書写し着洋服庸したものであろう。万般に亘って懇切であり巧妙に説きなされているのも本来がこうした性格のものだからであろう。

内容的にも騰文書で、聖人の作為した法度を拡充しその遵守を官僚に命ずるといった大上段の言辞は見当らない。忠をいい孝をいい懼惕の心をいい、民に寛容であれといふ老子礼記あるいは後の説苑談叢篇に見える語句を引用し、荀子成相に似た文章を構成して、官僚として民を治めていくうえで万般間違いのないよう指示する。いわば地域に融和した良き官僚たれ、と説くものようである。この点で騰文書がタテの系列で妨害を排除しつつ地域に入りこもうとするのに対して、この文書は地域と協調しつつヨコ組みで法令・支配の実をえようとするものの如くである。

いずれにせよ、この騰文書と為吏之道の二文から知られることは、彼らが秦の官僚として皇帝の一元的支配・支配の意志に対する忠実な官僚・伝達者として民衆に臨むことの用意を述べ、しかもその意識は、民衆のために聖王が作為した法度のより充実な施行者であり、老子その他の引用からも知られるとおり儒道法そのいずれにおいても実際の行政、心構えに利あるものは、すべて受け容れるということである。当時の官僚知識人である彼らにとって、このことはいわゆる先秦諸思想はすでに共通の遺産として継承され適宜に取捨されつつ生活化常識化していたことを意味しよう。法術好みの秦の国家として万事が法で取りしきられたわけでないこと、同時資料の秦簡の明示するところである。

いちおうのむすび

以上、始皇本紀、始皇刻石、雲夢秦簡の三種を資料を紹介することを中心にみてきたが、最後に戦国期の儒教を集めた荀子の一文をみておきたい。雲夢秦簡の一部にも似た体例を指摘される成相篇の一節である。

「請う相を成して治の方を言わん。君たるの論には五あり。約にして明なり。君謹しみてこれを守らば下皆な平正にして国は乃ち昌ならん。」を序として(1)「臣下の職に遊食あること莫からしめ、本を務め用を節すれば財に極まりなく、事業上に聴かれて「臣下の」相い使うを得ること莫からしめば民の力を一とせん」(2)「「臣下に」その職を守らしめ、衣食を足らしめ、厚薄に等ありて爵服を明かにし、利は佳ただ上に叩たたぎて「臣下の」擅あに与うるを得ること莫からしめば、孰か得を私せん」(3)「君の法明かにして論に常あり。表儀既に設けられて民は方を知り、進め退くるに律ありて「臣下の」貴賤するを得ること莫からしめば、孰か王を私せん」(4)「君の法は儀のりらしめ禁は為なさしめず。「君の」教えを説ばざること莫からしめば、名は移らず。これを修むる者は榮えこれを離るる者は辱しめらる。孰か它を師とせん。」(5)「刑は陳ちんに称ないて、その銀(限)を守らしめ、下に用うるを得えらしめて私門を軽くし、罪過に律ありて「臣下の」擅あに輕重するを得ること莫からしめば、威は分わかたれざらん。」かく君主がこの五事を修め賞罰を必し、耳目乃ち情報網を完備して督責すれば「吏は法令を敬しみて敢て恣にするなく」、かくして「以て天下を治むれば後世も之に法りて律の貫となさん」と結ぶ。

成相篇の成立(17)には問題が多いのであるが、荀子の強調する礼がたんなる理論の域に止まらず、現実の国家社会

において作動する場合には、いかに君臣間の階級秩序の絶対化を志向せざるをえないかをこれはよく示している。一
体荀子はその政治論において「国は礼なければ正しからず」（王霸篇）とし、礼至上の立場を強調するが、その礼は
具体的には分、階級秩序の明確化絶対化にあった。そして後王の制度として伝承された礼こそ人の準則すべき客観的
規範であるとした。それはそれでよい。だがその伝承されたという礼は、どこに存するのであるか。事実としては
王制篇という序官の部分や大略篇の個別的な記述にわずかに礼の具体的な痕跡が止められているに過ぎないのではな
いか。「文久くして滅し、節族久くして絶え、法数を守るの有り、極かにして褻む」（非相篇）とは先王に限らず後
王の場合とて同然だったのではなかるか。だからこそ荀子自ら「礼は人心に従うを以て本となす。ゆえに礼經に亡
くとも人心に順う者は皆な礼となるものなり」（大略篇）といわざるをえなかったのではないか。

礼法が聖王の制作にいで、それが本来民衆の生活の利便のため、国家に利益をもたらすことを目的とするとは、南
郡守騰の明言するところである。荀子と等しいこの大綱が国家の公認するところであるならば、実際の行政は、たと
えば先の成相篇にいう五事を修めつつ、法制教令のいっそうの整備でなければならぬ。これまた騰文書のいうとこ
ろであり、秦律十八種等を含む雲夢秦簡の存在がまさにそれである。このことは秦代官僚にとって、荀子のテーゼが
いまや自明、常識として乗り超えられつつ、問題は荀子に欠如した具体的な礼法、とりわけ個別の法制の整備にこそ
向うものであることを示している。

そしてここに新たな問題が生じてきた。聖王・君主・官僚のパイプを通じながら一元的に指令される法律令の地域
鄉村における受容、そしてその際に生じた混乱衝突の現象である。騰文書に繰り返しいわれる私好郷俗の不变と邪僻
淫失の民、及び吏民の結合、悪吏の「争書（訟）」等々である。南郡に限らず法令の滲透強化に伴ってこうした混乱
は各地にひき起されたことであろう。従前の慣習とは違った処理の仕方に馴染めず当惑する民衆も多かったであらう。
当然この混乱に乗じて悪徳官僚も活動しよう。だからこそ騰文書で良吏とは、まず法律令に熟知し事務能力の秀れた
る者とするのである。

「唐圃を治め、灌漑に疾め、種樹を務め……」弟子は師のため農作業その他生産に従事するとは、呂氏春秋尊師
篇のことばである。一時秦の待詔博士となった叔孫通また百余人の弟子を有している。当時儒者は、集団で存在する

とともに各地に自給態勢をとりつつ定着化していた。子弟の教育や郷村の礼事や喪祭等々、多分に習俗化しつつ彼らは各地に根を張っていたというのが実情であろう(18)。「礼楽の講習」「弦歌」(儒林列伝)をもって高祖を迎えた魯の例、また曹參が齊の相国となったとき数百人の儒者が集まったともいう(曹相国世家)。抜き難い力である。こうして彼らは地域に定着しつつそれなりに郷俗のリーダーともなっていたであろう。

「騰文書にいう「郷俗淫失之民不止」「私好郷俗之心不變」の主体は、恐らくこうしたいわば数多くのマイナーの儒生たちでもあったろう。こう考えるとき、実は始皇三十四年の李斯の「古を是」としつつ「群下を率い」て教令を「議」し「造謗」する集団が、地方の状況と同質のものとして連続性とともに現実性をもってくる。南郡守騰はこの事態を「間私方」守令を下すかたちで解決しようとし、「為吏之道」は地域とより協調融和する方向で行政の円滑を期待する。そして李斯始皇は、恐らく直接的には集団の解体弱少化をねらって詩書百家の語を禁ずるいわゆる思想統制を断行しつつこの問題を解決しようとする。

政治の究極的な安定性は、支配される側の現政権への内発的な支持賛同に依拠する。雲夢秦簡がしきりに郷俗私好に言及するのは、この意味で適切である。そして基本的にこうした部分と連なるものであると認識したからこそ李斯始皇の思想統制も行われたのであろう。それではこれに対して当の儒生はどのような見通しや理論づけをもっていたのであろうか。実はこの時期、儒生によるこの種の建議は史書にたえてない。このことは、まさに儒生自らが自己の存立する現実の基盤に根拠をもった理論を集約して政治の場に投げかけることのできなかったことを意味し、またそれが当時の儒生の実力でもあったことを物語るようである。これなしにただ「古を是」として「今を非」としても、それは政治に対する根拠のない誹謗中傷でしかなく、この意味では、秦の思想統制は、儒生にとってこそ受難であったろうが、始皇らからすればたんなる雑音の排除という程度のことではしかない。対立して争うべき真の内容を儒生はこの時期もたないわけだからである。

ただ始皇らが恐らく感得していたように、郷村問題の明確な位置づけこそは、法家であれ儒家であれ支配の絶対要件であったことには変りがない。いかに郷村の意識を集約し、これを政治の世界に媒体化せしめるかこそ次の時代に課された問題であった。たとえば礼及び礼經の整備、孝の意義の深化、あるいは爵制の問題というように。これらの

こと稿を改めて後日に期したい。

〔註〕

- (1) 漢武の思想統制、いわゆる儒教一尊については稿を改めて論じたい。
- (2) 原文は「若欲有学法令」に作るが、史記李斯伝の「若有欲学者」とあるに従って「法令」の二字を省いた。
- (3) 「」は文意を明瞭ならしめるため補った。以下同じ。
- (4) 金谷治氏「秦漢思想史研究」第三章を参照されたい。
- (5) 容庚「秦始皇刻石考」燕京学報十七に詳しい。
- (6) 雲夢秦簡をまとめて扱った論文に呉樹平「秦代社会的階級和階級關係——説雲夢秦簡札記之一」文物一九七七一七、南郡守騰文書を中心としたものに石言「『南郡守騰文書』与秦的法治路線」歴史研究一九七六一三がある。
- (7) 老子58章「廉而不害」、荀子不苟「廉而不覿」とある。
- (8) 「中不方、名不章、外不員、禍之門」と説苑談叢篇に見える。
- (9) 老子42章「強梁者不得其死」とある。
- (10) 老子71章「聖人不病、以其病病、是以不病」とある。
- (11) 礼記曲礼上「臨財毋苟得、臨難毋苟免」とある。
- (12) 以下八句、押韻の文。「体例与荀子的成相篇相似」と「睡虎地秦墓竹簡」序言に指摘する。
- (13) 原文は「纂纂之食不可賞兪然之心不可長」であるが、「賞」「長」にそれぞれ「不」を補って読んだ。
- (14) ここに列挙される事からは、役人が日ごろ暗誦でもしてこれらに精勤すべきことをいうのであろう。管子問篇の調査書の内容をより一般化したものの如くである。
- (15) 原文は「而」に作るが、前句と対をなすものとして「不」に改めた。
- (16) この項と類似したものに説苑談叢篇の一文がある。
- (17) 杜国庠「論荀子『成相篇』」(先秦諸子の若干研究) 所収、は荀子後期の作とするが疑わしい。荀子に比較的近い後学の作で

あろう。

(18) 莊子外物篇に「儒は詩礼を以て冢を発く」という。また管子弟子職篇の郷学の存在も参考される。